

住宅のリフォームをお考えの皆様へ

以下のようなトラブルが多発しています

- 経験のない工事業者がリフォーム工事を請け負って、ずさんな工事を行う。
- 本来必要のない工事が必要と言われて高額な工事費用が請求される。
- 契約を結んでから追加工事が必要だと言われ、工事費用が大幅に増える。

消費者の皆様のお役に立つ制度が4月からスタートします！

◆リフォーム^{かし}瑕疵保険

- リフォーム工事に欠陥が見つかった場合の修理費用をまかなうための保険がご利用いただけます。工事業者が倒産した場合でも保険金を受け取れます。
- 保険は、国土交通大臣から指定された住宅専門の保険会社（保険法人）が、建築士による現場検査を行った上で引き受けます。
- 加入手続きは工事業者が行いますので、保険をご希望の場合は、契約前に工事業者を確認してください。

リフォーム^{かし}瑕疵保険を取り扱う保険法人（平成22年3月19日現在）

- ・（株）日本住宅保証検査機構 03-3635-3655

◆リフォーム見積相談制度

- （財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターで、お考えのリフォームや工事業者から提示された見積に関する相談を無料でお受けします。

◆住宅リフォームに関する弁護士や建築士による無料の専門家相談制度

- 最寄りの弁護士会で、弁護士と建築士が対面の相談を無料でお受けします。
 - まずは（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談ください。
- ※住宅性能評価を受けた住宅又は住宅瑕疵担保責任保険に加入している住宅であれば、リフォームに関することに限らず無料の専門家相談がご利用いただけます。

（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター リフォーム相談専用番号

03-3261-4568

10時～12時、13時～17時
（土日休日を除く）

※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご注意ください。



国土交通省